

国民健康保険被保険者証等の今後の取扱いについて

令和6年12月2日以降、武蔵野市国民健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）の新規発行及び再発行を終了し、資格確認書等の発行を開始しますので、次のとおり報告いたします。後期高齢者医療保険の資格確認書等につきましては、東京都後期高齢者医療広域連合による運用によるため本市の国民健康保険とは異なる点もありますが、概ね同様の取扱いとなる予定です。

1 主な流れ

(1) 12月1日（日）まで：現行の被保険者証を発行

* 現行の被保険者証は交付年月日12月1日（日）まで発行でき、有効期限である令和7年9月30日まで使用できる（参考：後期高齢者医療保険 有効期限令和7年7月31日）。

(2) 12月2日（月）以降：「資格確認書」又は「資格情報通知書」の発行を開始

* 新たに加える方、被保険者証を紛失した方等に、マイナ保険証の保有状況に応じて、資格確認書又は資格情報通知書の発行を開始する。

（※マイナ保険証：健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード）

* その他の各種医療証等についても取扱いを変更する。

(3) 令和7年夏～秋：資格確認書、資格情報通知書の一斉交付

* 現行の被保険者証等の有効期限までに、資格確認書等を発行する（申請不要）。

2 資格確認書と資格情報通知書

(1) 対象者、記載内容等

	資格確認書	資格情報通知書
対象	マイナ保険証を保有していない方 ・当面の間、申請によらず発行する。 ・マイナ保険証を保有していても申請により発行可	マイナ保険証を保有している方
目的	マイナ保険証を保有していない方が医療機関において被保険者資格を確認できるようにする。	マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等を簡単に把握できるように、資格取得時や負担割合の変更時に発行する。
記載事項	被保険者記号・番号・枝番 氏名、性別、生年月日 適用開始年月日、交付年月日 世帯主氏名、住所 保険者番号、交付者名（保険者名） 有効期限 70歳以上：負担割合、発効期日 特別療養費の対象者である場合はその旨	被保険者記号・番号・枝番 氏名 適用開始年月日、交付年月日 保険者番号、交付者名（保険者名） 70歳以上：有効期限 70歳以上：負担割合、発効期日 特別療養費の対象者である場合はその旨 マイナポータルにアクセスするためのQRコード ※通知書のみでは医療機関等を受診できない。
期限更新	70歳未満：2年、8月更新 70歳以上：1年、8月更新	70歳未満：有効期限なし 70歳以上：1年、8月更新
様式	カード型 54mm×86mm（紙、色あり）	A4（紙）

※記載事項の下線部は資格確認書と資格情報通知書との相違点

(2) 資格確認書と現行の被保険者証との比較

更新時期は、現行の被保険者証では10月のところ、資格確認書では8月になる。また、70歳以上の被保険者の資格確認書については、負担割合及び発効期日が記載され、有効期間は現行の被保険者証では2年間のところ、資格確認書では1年間となる。

資格確認書（イメージ）

〇〇都道府県 国民健康保険 資格確認書	有効期限 年 月 日 発効期日 年 月 日
記号	番号 (枝番)
氏名	性別
生年月日	年 月 日 負担割合 割
適用開始年月日	年 月 日
交付年月日	年 月 日
世帯主氏名	
住所	
保険者番号	<input type="text"/>
交付者名	印

現行の被保険者証

東京都 国民健康保険 被保険者証	有効期限
記号 26 -	番号
氏名	
生年月日	性別
世帯主	
住所	
適用開始年月日	
交付年月日	
保険者番号	<input type="text" value="138263"/>
交付者名	武蔵野市

3 各種医療証等の取扱い

(1) 高齢受給者証

- *令和6年12月1日まで発行する（有効期限の令和7年7月末まで使用できる）。
- *令和6年12月2日以降、新規発行・再発行は行わず、資格確認書又は資格情報通知書に、一部負担割合を掲載して発行する。
- *現在、医療機関においてマイナ保険証によっても一部負担割合を確認できる。

(2) 限度額適用認定証・標準負担額減額認定証

- *発行を継続する。
- *現在、医療機関においてマイナ保険証によっても負担区分を確認できる。また、限度額適用認定証・標準負担額減額認定証やマイナ保険証がなくとも、医療機関は被保険者の同意を得てオンライン資格確認によって負担区分を確認できる。

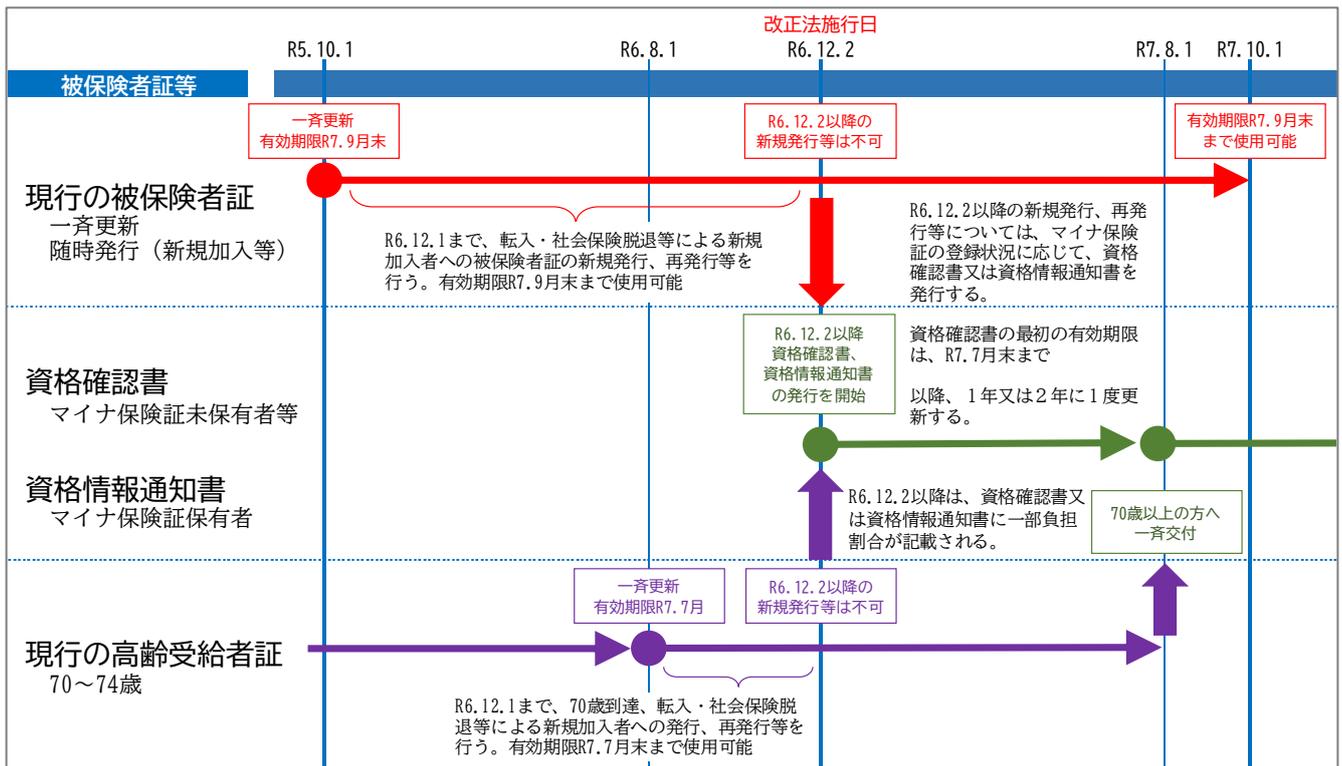
(3) 特定疾病療養受療証

- *発行を継続する（現行どおり市への事前の申請は必要）。
- *現在、医療機関においてマイナ保険証によっても確認できる。

(4) 短期被保険者証・資格証明書

- *12月1日まで発行し、12月2日以降は資格確認書又は資格情報通知書を発行する。
- *納付勧奨や相談の機会の確保などの取組みを行ってもなお保険税を納付しない場合は、特別な事情がある場合を除き、償還払いである特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を発行する。資格確認書等には特別療養費の対象者である旨を記載する。

4 発行スケジュール



5 被保険者等への周知

- * 市報掲載（令和6年7月1日号に掲載したほか、制度改正前の11月に再度掲載する。）
- * チラシ及びリーフレットの配布（納税通知書への同封、被保険者証の交付時に配布等）
- * 市ホームページへの掲載
- * 関係各課及び武蔵野市三師会への周知

担当課 健康福祉部保険年金課